

社会福祉法人浅間福社会役員報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人としての公共性に鑑み、その運営に透明性を持たせるため、定款第 21 条に基づき、役員報酬について必要な事項を定めるものである。

(役員)

第 2 条 この規程における役員とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事（医師は除く）
- (2) 監事

(報酬)

第 3 条 勤務実態のある役員に対し支給する報酬は次のとおりとする。

- (1) 報酬月額
- (2) 通勤手当
- (3) 賞与
- (4) 退職金

(報酬額)

第 4 条 報酬月額は、1,000,000 円を上限として、具体的な報酬額については理事長が決定する。

- 2 常勤の役員には、夏季及び年末に賞与を支給することができる。賞与額は、報酬月額に毎年決定する職員の賞与支給月数を乗じたものとする。

(退職金)

第 5 条 退職金については、法人への貢献度を考慮して理事会において決定する。

(支給日及び支給方法)

第 6 条 報酬の支給日及び支給方法は、就業規則を準用する。

附 則

この規程は平成 28 年 4 月 1 日より施行する。